

学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料

学校法人会計について

(1)私立学校法と私立学校振興助成法

学校法人は、私立学校法の規定により、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成する。また、国や地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の規定により、文部科学大臣の定める学校法人会計基準に従い会計処理を行い、計算書類を作成する。この基準は、補助金の適正な配分と効果のために設けられた基準である。

(2)学校法人会計の計算構造

学校法人会計基準では、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表の三つの体系から計算書類が組み立てられている。

①資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容並びに、当該年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出の顛末を明らかにする。

②事業活動収支計算書

当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにする。

③貸借対照表

当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにする。

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人会計における計算書類は、①資金収支計算書、②事業活動収支計算書、及び③貸借対照表により構成され、資金収支計算書は実際の資金の流れに基づいて、事業活動収支計算書は学校運営の観点から表示される。貸借対照表は決算日（3月31日現在）の資産・負債・基本金等の状況を表し、法人の財政状況を明らかにしている。私立学校は公共的性格が強いため、学校法人会計では教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを捉えることに主眼を置いている。

一方、企業会計では、①損益計算書と②貸借対照表、さらに上場企業では③キャッシュフロー計算書の作成が義務化されている。損益計算書では、営業活動の成績が示され単年度の事業状況を明確にし経営成績の向上と収益力を高めることに役立てられている。

<学校会計と企業会計の構成イメージ>

